

番号	御意見等の概要	御意見に対する考え方
1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正関係		
(1)本人等請求関係		
1	【第4条第2項第1号関係】 DV被害者に係る請求だけでなく、ストーカー被害者に係る請求についても、請求事由を明らかにさせるようにしていただきたい。	ストーカー被害者に係る請求については省令第4条第2項第1号の「その他…認める場合」に該当すると考えますので、この旨を市町村に対して適切に助言していく予定です。
2	【第4条第2項第2号関係】 改正戸籍法の取扱いと同様、請求者の住所以外への送付は認めるべきでない。	別世帯の家族が、本人(請求者)の代理で住民票の写しを請求する場合など、請求者の住所を送付先に限定することが不都合な場合も想定されることから、市町村長が理由を相当と認める場合には、これらの場所以外への送付を可能とする必要があると考えます。もともと、送付場所はいかなる場所でもよいわけではなく、申出者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付することが適当である旨、市町村に対して適切に助言していく予定であり、本人確認と併せて不正行為は防止できると考えます。
3	【第5条関係】 本人確認方法を改正戸籍法における取扱いと合わせていただきたい。	戸籍法による本人確認方法と同様の方法で、本人確認が可能となる取扱いとする予定です。
4	【第5条第2号関係ほか】 請求者が本人であることを明らかにすることがやむを得ずできない場合は、市町村長が適当と認める書類の提示も可とされているが、具体的に例示していただきたい。 また、適当とされる書類は、従来の範囲を超えないものとしていただきたい。	住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証等のほか、これらが更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられます。これらの書類については、従来より通知で示してきているものです(平成17年2月23日付け総行市第175号「住民異動審査時における本人確認の取扱いについて」)が、今後も市町村に対して適切に助言していく予定です。
5	【第5条第2号関係】 市町村長が適当と認める方法として「面識」を用いることを、市町村に対して明らかにしていただきたい。	書類が提示又は提出できない場合に、市町村長が適当と認める方法として、御指摘の「面識」もあり得ると考えていますので、この旨を市町村に対して適切に助言していく予定です。

6	<p>【第6条第2号関係ほか】 法定代理人以外の者が請求の任に当たっている場合、委任状だけでなく、委任者の本人確認書類の写し等を提出することを義務付けていただきたい。 委任者の本人確認書類の写し等の提出がない場合の法定代理人以外の者の本人確認は、官公署の発行した写真付きの身分証明書等に限定してほしい。 また、委任状には、委任者による自署、押印を義務付けていただきたい。</p>	<p>市町村長が必要と認めるときは、委任者の本人確認書類を求めるとも可能としています。 委任者の本人確認書類がない場合の請求の任に当たっている者の本人確認書類の限定については、さまざまな背景による請求が考えられる中にあることは、困難と考えています。 委任状としては、委任者(請求者)による自署又は押印があるものを提出することが適当である旨を、市町村に対して適切に助言していく予定です。</p>
7	<p>【第6条第2号関係】 委任状の構成要件を明確に例示、規定していただきたい。</p>	<p>委任者(請求者)による自署又は押印があるものを提出することが適当である旨を、市町村に対して適切に助言していく予定です。</p>
8	<p>【第6条第2号関係】 戸籍の取扱いと同様に委任状の還付に応じることができるようにしていただきたい。</p>	<p>市町村長の判断により、委任状の還付に応じることは当然できるものと考えています。</p>
9	<p>【第6条第3号関係】 請求する者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が適当と認める方法とは、具体的にはどのようなものか示してほしい。</p>	<p>「当該請求の任に当たるものであることを説明する書類の提示」とは、例えば、自動車販売ディーラーが顧客の自動車登録申請書に添付するため、顧客の代理人として住民票の写しの交付を請求する場合において契約書の写しを提示することなどが考えられます。 また、「市町村長が適当と認める方法」としては、代理人又は使者であることを確約する旨記載した書類を提出させることなどを想定しています。 なお、このような書類の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により請求者本人を話し口頭に呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するなど、前二号の同水準の確認となるよう、補充的に代理権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当と考えています。</p>
(2) 公用請求関係		
10	<p>【第9条第1号】 公用請求における本人確認書類は、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書に限定してほしい。</p>	<p>公用請求においては、通常、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書の提示が可能と考えられますが、何らかの理由により提示できない場合も考えられるため、当該証明書以外のものによることも可能としたものです。</p>
11	<p>【第8条第2項第2号関係】 「送付を求める場合は、請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地」とされているが、現在、大半の公用請求は、送付先の所在地について、申請書ではなく、返信用封筒にのみ記載している。各省庁及び関係機関への周知を十分に徹底されたい。</p>	<p>省令第8条第2号では、事務所の所在地を明らかにしなければならないとしており、公文書への記載が原則と考えておりますが、市町村長の判断により、返信用封筒の記載によって交付することも可として構わないと考えています。</p>

12	<p>【法第12条の3第1項第1号及び第3号関係】 「自己の権利の行使又は自己の義務の履行」(第1号)及び「正当な理由がある者」(第3号)について実例に即した請求の例を示していただきたい。</p>	<p>具体例については、市町村に対して適切に助言・お示ししていく予定です。</p>
13	<p>【第10条第1項関係】 現在、第三者請求の場合の請求事由を確認するため、契約書などの追加資料の提示を求めているが、追加資料の提示を求める場合の運用基準を示していただきたい。</p>	<p>申出に係る利用目的が適当であるかどうかの審査に際し、市町村長において申出事由の疎明が必要と認める場合に、資料の提示・提出を求めることを想定しています。したがって、現在の取扱いを継続していただいで構いません。</p>
14	<p>【第10条第2項関係】 申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所への送付を求める場合は、その理由及び送付場所とあるが、申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外への送付は認めべきでない。</p>	<p>代理人に住民票の写し等の交付を含む一連の手続を委任している場合など、申出者の住所又は主たる事務所の所在地を送付先に限定することが不都合な場合も想定されることから、市町村長が理由を相当と認める場合には、これらの場所以外への送付を可能とする必要があると考えます。 もともと、送付場所はいかなる場所でもよいわけではなく、申出者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付することが適当である旨、市町村に対して適切に助言していく予定であり、本人確認と併せて不正行為は防止できると考えます。</p>
15	<p>【第11条第1号口関係】 申出の任に当たっている者の本人確認方法として、市町村長が適当と認める方法とあるが、どんなものがあるのか具体的に示していただきたい。また、本人確認できない場合は、交付できないとしてよいのか省令で示してほしい。</p>	<p>申出の任に当たっている者が当該市町村の住民である場合は、職員の質問に応じて、住民基本台帳の記載事項について口頭で陳述させることなどが考えられます。なお、市町村長が適当と認める方法として、相当の行為を積み重ねても、申出の任に当たっている者が本人であるとの心証を得られない場合は、交付できないと考えます。</p>
16	<p>【第11条第2号関係】 本人確認方法として、弁護士記章の提示を定められたい。</p>	<p>弁護士による申出の場合で、弁護士が弁護士証を提示できないときは、弁護士記章による確認方法についても、市町村長が適当と認めることが必要である旨、市町村に対して適切に助言していく予定です。</p>
17	<p>【第11条第2項及び第4項】 特定事務受任者からの申出は、申出の対象となる者に通知するか、又は所属会を通して行うようにしていただきたい。</p>	<p>特定事務受任者が申出をする場合にのみ、申出の対象となる者に通知することを義務付けることは、一般的な第三者の申出の取扱いとの均衡上、困難と考えられます。(43の御意見についても参照下さい。) なお、各士業団体においては、特定事務受任者が各団体に所属しており、資格を有する者であることが明らかとなるよう、統一請求(申出)書の作成、頒布を行っています。</p>

18	【第11条第2号及び第4号関係】 特定事務受任者の申出については、統一請求書の使用を義務付けていただきたい。	いわゆる統一請求書は、法令上は本人確認書類の一つとしての扱いであるため、使用を強制することは困難ですが、特定事務受任者が申出の任に当たっている場合には、基本的にこれによるべきと考えています。
19	【第11条第2号及び第4号関係】 特定事務受任者の申出については、統一請求書の使用を義務とするべきではない。	いわゆる統一請求書は、法令上は本人確認書類の一つとしての扱いであるため、義務付けられていませんが、特定事務受任者が申出の任に当たっている場合には、基本的にこれによるべきと考えています。(なお、法第12条の3第2項による申出については、このように考えられますが、任意代理人としての同条第1項による申出を同条第5項及び第6項の手続により行うことは妨げられません。)
20	【第11条第2号及び第4号関係】 職務上請求書を各士業を通じて統一のものとしていただきたい。また、依頼人の住所・氏名・生年月日・電話番号の明記を義務付けていただきたい。	いわゆる統一請求(申出)書は、各士業団体において、住民票の写し等の交付の申出をスムーズに行えるようにするため、当該団体の責任の下に作成されるものであり、士業をまたいだ統一は困難と考えます。なお、依頼者については、氏名を明記することとしています。
21	【第11条第2号及び第4号関係】 統一請求書に、業務又は事件の種類欄、利用の目的欄、提出先欄、依頼者名欄、依頼者についての法第12条の3第1項各号に定める事項欄を別々に設けるよう規則等で定めていただきたい。	いわゆる統一請求書は、各士業団体において住民票の写し等の交付の申出をスムーズに行えるようにするため、当該団体の責任の下に作成されるものであり、省令でその様式を規定することは困難です。御指摘の趣旨を踏まえ、各士業団体と調整していきたいと考えています。
22	【第11条第2号及び第4号関係】 統一請求書に請求に係る住基法の根拠条項を明記するよう規則等で定めていただきたい。	いわゆる統一請求書による申出の場合についてのみ、住基法の根拠条項を明記するよう省令で定めることは困難です。御指摘については、その趣旨を踏まえ、各士業団体と調整していきたいと考えています。
23	【第11条第2号及び第4号関係】 使用期限を統一請求書に表示していただきたい。	いわゆる統一請求書に、使用期限を設けるかどうかは、作成・発行する各士業団体が判断すべきものです。一律に設けることは困難ですが、御指摘については、その趣旨を踏まえ、各士業団体と調整していきたいと考えています。
24	【第11条第2号及び第4号関係】 統一請求書の盗難や亡失に対し、特定事務受任者を監督している官庁から、一定のペナルティーを課していただきたい。	今回の改正の趣旨は、既に監督官庁に周知しているところであり、監督官庁において、関係法令における位置付けや具体の必要性を踏まえた上で、対応されるべきものと考えています。
25	【第11条第2号及び第4号関係】 特定事務受任者が不正を行った場合、監督官庁において、業務停止ではなく、資格剥奪などの厳しい制裁措置を講じていただきたい。	不正に住民票の写し等の交付を受けた者は、法第47条第2号により、30万円以下の罰金に処されることになっています。 これとは別に、各士業法における監督の必要上、業務停止や資格剥奪を行うかどうかは、監督官庁において、個別の事案に応じ、適切に判断されるものと考えています。

26	<p>【第11条第4号関係】 特定受任者が郵送請求する場合、所属会が会員の氏名、事務所所在地をホームページで公表している場合には身分証の写しの同封は不要とされているが、窓口対応と相違することから混乱を招く。郵送請求の場合にも、特定事務受任者であることを証明する書類、運転免許証の写し等の同封を義務付けていただきたい。</p>	<p>特定事務受任者の申出については、所属する士業団体の発行する申出書に押印されたものにより申出が行われ、かつ、特定事務受任者の氏名及び事務所の所在地が所属する士業団体により公開されている場合、これらを組み合わせることにより、十分な本人確認が行えることから、その他の書類の写しを求めていないものです。</p>
27	<p>【第11条第4号関係】 統一請求用紙を使用した請求が郵送等でなされ、事務所所在地が送付先に指定されているときは、弁護士の身分証明書も、その他の本人確認書類も不要であることを明確にされたい。</p>	<p>22と同様の要件が充たされる場合、市町村長が適当と認める方法として、これにより、本人確認を行えるものと考えています。この旨を、市町村に対して適切に助言していく予定です。</p>
28	<p>【第12条第2号関係】 弁護士が特定事務受任者として交付請求する場合で、その補助者が使用者として現に請求の任に当たっている場合には、委任状を提出する方法のほかに、弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類を提出する方法を認めていただきたい。 また、特定事務受任者としての立場ではなく、破産管財人や成年後見人等として弁護士が請求する場合も同様の取扱いを認めていただきたい。</p>	<p>補助者であることを証する書類に、補助者を使用する弁護士等の氏名、事務所の名称及び所在地等が記載されていれば、補助者証を、委任状に準ずるものとして、第3号に該当することとして取扱うべきと考えます。この旨を市町村に対して適切に助言していく予定です。 また、後段についても同様です。</p>
29	<p>【一】 法的及び経済的には業務を弁護士法人として受任している場合であっても、弁護士法人に所属し、業務を担当している弁護士は当然に自らの名前で住民票の写し等を交付請求できるとするべきである。</p>	<p>当該弁護士法人に所属し、当該案件に関わる弁護士であれば、法人に替わって現に申出の任に当たる者として、自ら申出手続を行うことができると考えます。この旨を市町村に対して適切に助言していく予定です。</p>
2 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正関係		
30	<p>【第1条第2項第2号関係】 DV被害者に係る請求だけでなく、ストーカー被害者に係る請求についても、請求事由を明らかにさせるようにしていただきたい。</p>	<p>1と同じです。</p>

31	<p>【第1条第2項第3号関係】 改正戸籍法の取扱いと同様、請求者の住所以外への送付は認めるべきでない。</p>	2と同じです。
32	<p>【第2条第2号関係ほか】 請求者が本人であることを明らかにすることがやむを得ずできない場合は、市町村長が適当と認める書類の提示も可とされているが、具体的に例示していただきたい。 また、適当とされる書類は、従来の範囲を超えないものとしていただきたい。</p>	4と同じです。
33	<p>【第3条第2号関係ほか】 法定代理人以外の者が請求の任に当たっている場合、委任状だけでなく、委任者の本人確認書類の写し等を提出することを義務付けていただきたい。 委任者の本人確認書類の写し等の提出がない場合の法定代理人以外の者の本人確認は、官公署の発行した写真付きの身分証明書等に限定してほしい。</p>	6と同じです。
34	<p>【第3条第3号関係】 請求する者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が適当と認める方法とは、具体的にはどのようなものか示してほしい。</p>	9と同じです。
35	<p>【第6条第1号】 公用請求における本人確認書類は、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書に限定してほしい。</p>	10と同じです。

36	<p>【第7条第2項第2号関係】 申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所への送付を求める場合は、その理由及び送付場所とあるが、申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外への送付は認めべきでない。</p>	14と同じです。
37	<p>【第8条第1号口関係】 申出の任に当たっている者の本人確認方法として、市町村長が適当と認める方法とあるが、どんなものがあるのか具体的に示していただきたい。また、本人確認できない場合は、交付できないとしてよいのか省令で示してほしい。</p>	15と同じです。
38	<p>【第8条第2号関係】 本人確認方法として、弁護士記章の提示を定められたい。</p>	16と同じです。
39	<p>【第8条第2項及び第4項】 特定事務受任者からの申出は、申出の対象となる者に通知するか、又は所属会を通して行うようにしていただきたい。</p>	17と同じです。
40	<p>【第8条第2号及び第4号関係】 特定事務受任者の申出については、統一請求書の使用を義務付けていただきたい。</p>	18と同じです。
41	<p>【第8条第4号関係】 特定受任者が郵送請求する場合、所属会が会員の氏名、事務所所在地をホームページで公表している場合には身分証の写しの同封は不要とされているが、窓口対応と相違することから混乱を招く。郵送請求の場合にも、特定事務受任者であることを証明する書類、運転免許証の写し等の同封を義務付けられたい。</p>	26と同じです。

42	<p>【第9条第2号関係】 弁護士が特定事務受任者として交付請求する場合で、その補助者が使用者として現に請求の任に当たっている場合には、委任状を提出する方法のほかに、弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類を提出する方法を認めていただきたい。 また、特定事務受任者としての立場ではなく、破産管財人や成年後見人等として弁護士が請求する場合も同様の取扱いを認めていただきたい。</p>	28と同じです。
3 その他		
43	<p>不正請求を防止し個人情報保護するため、第三者からの申出による交付(特定事務受任者からの申出によるものを含む。)にあっては、誰が何のために、どの情報を取得したのかを本人又は依頼者に通知する制度又は閲覧する制度を導入されたい。</p>	<p>住民票の写し等の交付の請求又は申出についてのみ個人情報保護及び情報公開に関する法制の例外規律を設けることについては、不当な目的による請求・申出を抑制する効果を期待する意見がある一方、正当な理由があるとして交付を受けた第三者の個人情報にも配慮すべき旨の意見もあるなど、さまざまな議論があるところであり、現時点で導入することは困難と考えています。</p>
44	<p>国や地方公共団体の事務の必要性から住民票の写し等の交付請求をする場合は、記載事項証明を原則にするなど厳格な基準を設けるとともに、各官公庁に対しては、安易に住民票の写し等を添付資料としないよう見直しをされたい。</p>	<p>国や地方公共団体の機関が安易に住民票の写し等の添付を求めるのは、真に必要な場合に限られるべきですが、各市町村において、請求又は申出に応じ、住民票の写し等を交付する場合、必要な事項のみを記載したものを交付することが重要と考えています。 なお、法第12条第5項及び第12条の2第4項の規定により記載の省略は可能ですし、法第12条の3第1項及び第2項では、そもそも記載事項を絞り込んでいます。</p>
45	<p>印鑑登録証明書の取得等窓口業務におけるの本人確認方法との間で調整を図っていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、必要な調整を図っていきます。</p>

注1) いただいた御意見については、とりまとめの都合上、適宜要約させていただいております。

注2) いただいた御意見については、総務省自治行政局市町村課において、閲覧に供します。